

一般社団法人 宮城県病院薬剤師会

災害対応の手引き

(Ver.2.0)

災害時報告用 **Google Forms**



薬剤部門の被災状況について報告してください
【発災時報告】 発災から **3** 日以内（全施設）
【発災後随時報告】 支援必要時（ヒト・モノ・クスリ）
詳細は **p 9** を参照

（一社）宮城県病院薬剤師会
災害対策委員会

令和 2 年 4 月 1 日 作成

令和 8 年 2 月 1 日 改訂

目次

ページ

はじめに	3
Ver.2.0 改訂にあたり	4
災害発生時の支援フロー（災害時薬事関連業務マニュアルより一部抜粋）	5
第1章 宮城県内での災害発生時における災害支援体制	7
1、災害対策本部の設置	
2、災害対策本部の構成	
3、災害対策本部の任務	
4、宮城県病院薬剤師会会員施設からの情報収集	
5、宮城県病院薬剤師会理事会での報告事項と協議事項	
6、災害発生時の支援体制（フェーズごとの対応）	
第2章 宮城県病院薬剤師会からの薬剤師派遣	12
1、薬剤師派遣における災害対策本部の役割	
2、薬剤師派遣の基準	
3、薬剤師派遣の実施	
4、災害登録派遣薬剤師（宮城県病院薬剤師会）	
5、災害ボランティア薬剤師	
6、派遣される薬剤師の服装	
第3章 県外で発生した災害への支援	16
第4章 平時の準備・防災訓練	17
1、業務継続のための支援体制	
2、災害薬事コーディネーターの推薦について	
3、定期的な訓練・研修	
第5章 災害医療支援関係の連絡先	19
第6章 その他参考資料	19
（付録）様式1：宮城県病院薬剤師会災害登録派遣薬剤師新規・更新登録申込	
様式2：派遣薬剤師活動日報	
様式3：災害ボランティア薬剤師登録名簿	

はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災で宮城県は沿岸部を中心に死者、行方不明者が1万人を超える甚大な被害をうけた。津波による被災で、地域の基幹病院のいくつかは壊滅的な打撃をうけ、さらに地域住民は家屋の流出のみでなく、常用薬の流出などにより、十分な医療を受けられない状態が続いた。

本会は、震災発生後、被災医療機関に独自の支援活動を実施し、地域住民の薬物療法に寄与した。その後、全国各地での被災にも日本病院薬剤師会（日病）の依頼に応じ、病院薬剤師の派遣を行ってきた。さらに派遣がスムーズに行くように災害対策基金を設置、日病の災害派遣登録薬剤師にも登録を行った。宮城県との間にも災害協定を締結し、県内の不測の事態に対する対応策を構築してきた。

本手引きは、県内での不測の事態に対する宮城県病院薬剤師会としての活動を想定し、規定したものである。

なお、本手引きは宮城県病院薬剤師会としての手引きであり、個々の病院薬剤師の支援活動については「薬剤師のための災害対策マニュアル」などを参照していただきたい。

令和2年4月1日
宮城県病院薬剤師会
会長 石澤 文章

災害対応の手引き（Ver.2.0）の改訂にあたって

本手引きは、令和2年4月1日に発行された「災害支援対策マニュアル（Ver.1.0）」を現状に合わせて改訂したものである。今回の改訂に合わせて細かな手順を示す意味を持つ「マニュアル」から、実態に合わせた「手引き」への名称変更も併せて行った。

一般社団法人宮城県病院薬剤師会（以下、本会）では、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災を契機に宮城県との災害協定の締結に取り組み、平成29年6月7日に「災害時における医療救護活動に関する協定書」を締結した。その後、宮城県の災害薬事連絡会議における議論を経て、令和3年3月29日に「災害時薬事関連業務マニュアル」が策定され、災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターの配置が明記された。現在、第5版が刊行されており、災害時の宮城県の動きが整理されている。

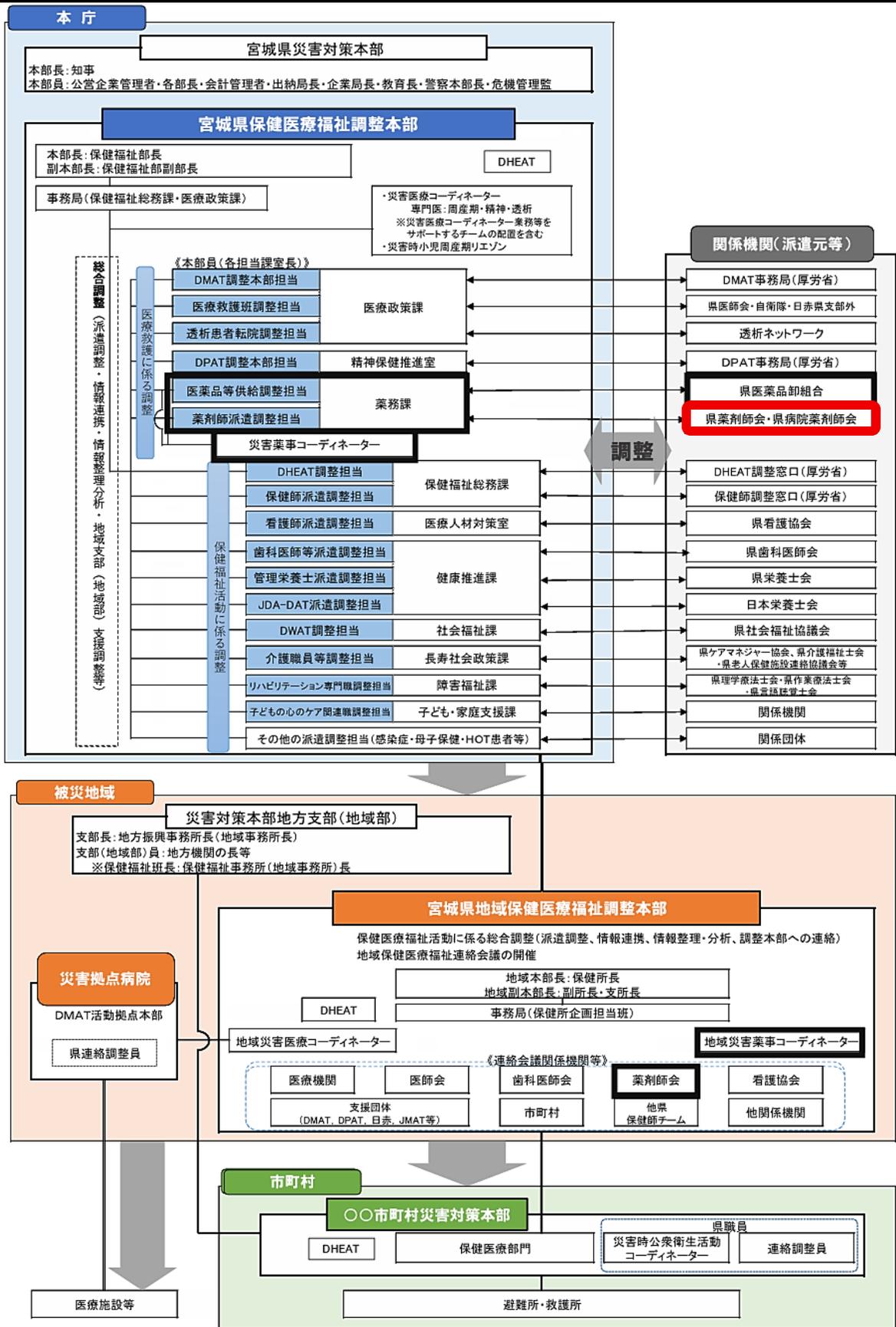
この間、平成28年4月の熊本地震（2回発生）、平成30年の北海道胆振東部地震、令和元年の山形県沖地震、令和3年の福島県沖地震（2月と3月に二度発生）、令和5年の奥能登地震、令和6年の能登半島地震、そして令和7年12月の青森県東方沖地震と、国内で発生した最大震度6強以上の地震だけでも9回を数える。その他にも風水害や大規模火災、COVID-19のパンデミックなど、我が国は毎年のように多様な災害に見舞われている。こうした背景から、本会の災害対応をより実効性の高いものとするために、本会災害対策委員会を中心に手引きの改訂を行った。

本改訂では、宮城県災害対策本部の直下に設置される宮城県保健医療福祉調整本部と緊密に連携するとともに、発災時の本会の動きを明確にし、支援体制を強化することを主な目的とした。特に広域災害救急医療情報システム（EMIS）で不十分な各医療機関の薬剤部門の状況を効率よく、かつ精緻に把握することに重点を置いたのでご確認いただきたい。本会として訓練を積み重ねながら、より実態に即した手引きを整備していきたいと考えていますので、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和8年2月1日
一般社団法人宮城県病院薬剤師会
会長 眞野 成康

災害発生時の支援フロー

災害時業務関連業務マニュアルより県内での災害が発生した際の各組織の関連図について下記に示す。

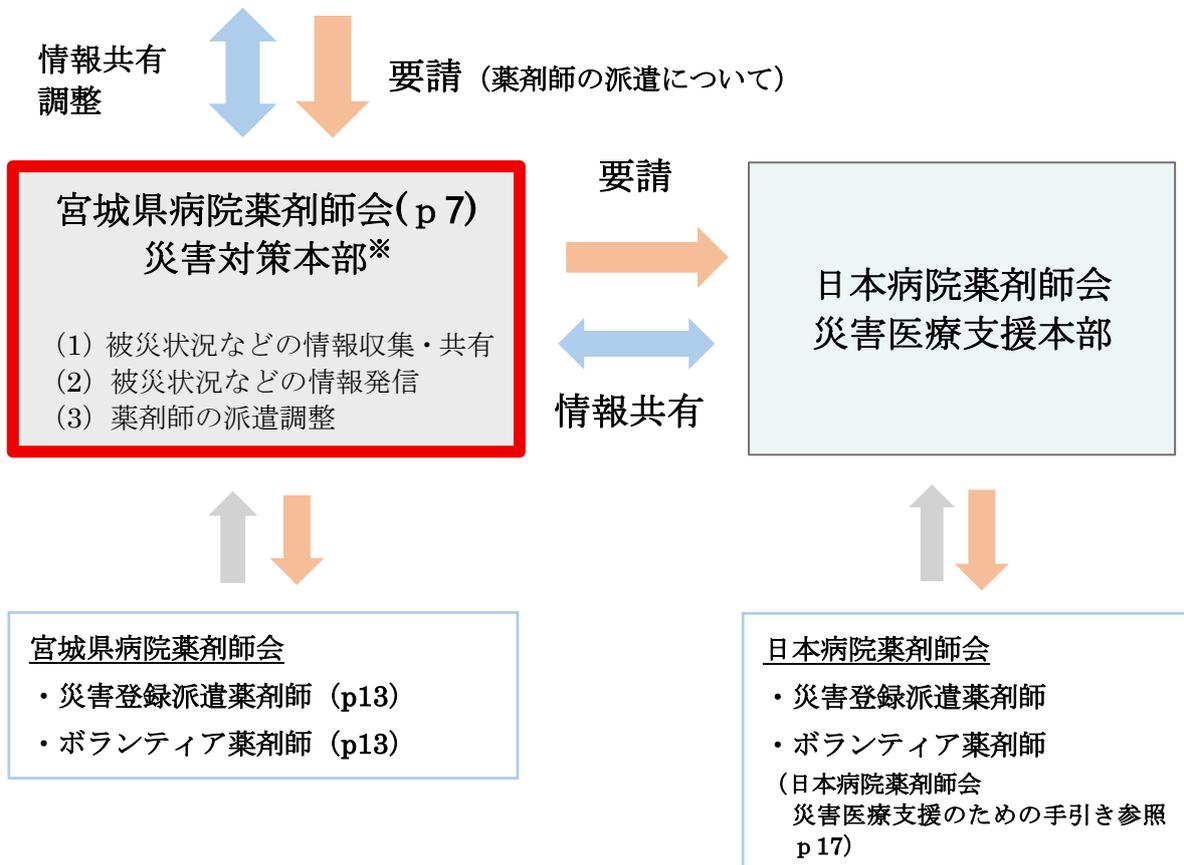


▲図1-2 保健医療福祉調整本部並びに県災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターの関係図
(出典: 宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱(令和6年4月1日施行))

災害発生時の支援フロー（宮城県病院薬剤師会）

宮城県保健医療福祉調整本部

薬務課・災害薬事コーディネーター



※宮城県病院薬剤師会災害対策本部設置基準

- ・本県で災害または震度 6 弱以上を観測する地震が発生
- ・会長が必要と認めたとき

第1章 宮城県内での災害発生時における災害支援体制

(一社)宮城県病院薬剤師会(以下本会という)は、災害及び大規模災害発生[※]時などにすみやかに機能的で適切な支援活動を行うことができるように、災害対策を定める。

※災害とは、「災害対策基本法第2条第1項」に定める自然現象及び大規模な事故により生ずる被害をいう。

また大規模災害とは、災害の中で震度6弱以上の地震又は死者が100名以上を超える災害及び会長が認める災害をいう。

【参考】災害対策基本法第2条

第1項 災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

1、災害対策本部の設置

- (1) 本会会長は、本県で災害または震度6弱以上を観測する地震が発生、又は県内に特別警報が発表されるなど相当規模の災害発生のおそれがあり会長が必要と認めたときに、会長の所属施設内または会長の指示した施設に災害対策本部を設置する。また本会会長は施設代表メーリングリストを用いて本部の設置を宣言する。

【参考】特別警報(気象庁HP)

「特別警報」は、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報で、「○○特別警報」という名称で発表するのは、大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の6種類。地震動、津波、噴火については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置付けている。

【参考】宮城県災害対策本部設置規定

県内で震度6弱以上の地震が観測されたときや特別警報が発表されたとき、災害発生のおそれがあり知事が必要と認めたときに設置する。

- (2) 災害対策本部長は本会会長とする。ただし、会長が不在の場合の代行順位は、災害対策委員会担当副会長、副会長、常任理事の順とし、権限を委譲できるものとする。
- (3) 被災状況及び被災地域により、本会会長が指示できない場合は(2)の代行順位に従い指示を行う。ただし、被災状況及び被災地域により(2)の代行順位以外が指示する場合は、災害対策本部設置の指示を行った者を本部長とし、災害対策本部の構成は本部長に一任する。

2、災害対策本部の構成

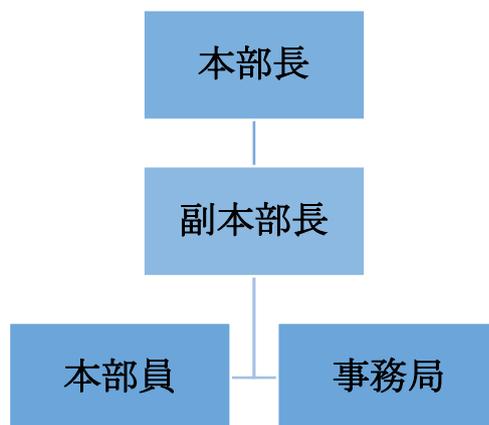
本部長：本会会長

副本部長：災害対策委員会担当副会長

本部員：副会長、常任理事、災害対策委員会委員長（災害担当者）

事務局：本会事務局（事務局は連絡体制という意味で構成員とする）、災害対策委員会委員

組織図



組織	担当	業務内容
本部長	宮城県病院薬剤師会会長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の総合的な統括・指揮命令 ・災害対策本部の設置を決定する ・薬剤師派遣を決定する ・本部会議の招集・統括
副本部長	災害対策委員会担当副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の意思決定の補佐 ・本部長の決定事項を部員へ伝達・実行管理 ・各担当との調整と進捗確認 ・本部長不在時の指揮権限代行
本部員	副会長 常任理事 災害対策委員会委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・現場からの被害状況・ニーズ・課題の収集と報告 ・必要に応じ各担当（例：現地調査担当、情報担当、物資担当など）に分かれ、業務の分担と連携を行う ・外部機関（薬務課、災害薬事コーディネーターなど）との情報共有
事務局	宮城県病院薬剤師会 本会事務局 災害対策委員会委員	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議の記録（議事録・時系列記録）の作成 ・各施設、関係者との連絡・文書整理・電話対応 ・本部運営に必要な資料・地図・名簿の管理 ・物資・人員・支援要請などの記録と伝達 ・行政の発出する通知等の収集と整理

3、災害対策本部の任務

災害対策本部の任務として、災害時の被害状況などの情報収集と記録、関係施設との情報共有、薬剤師の派遣などを実施する。また宮城県保健医療福祉調整本部、薬務課、災害薬事コーディネーターと適宜情報を共有する。

※災害薬事コーディネーターの推薦については「第4章 平時の準備・防災訓練」参照

- (1) 各施設との被災状況などの情報収集と共有
- (2) 薬剤師の派遣調整（詳細は第3章参照）
- (3) 被災状況などの情報の記録と発信

4、宮城県病院薬剤師会会員施設からの情報収集

各施設の代表者は災害対策本部が設置された場合、または県病薬の求めに応じて、病院薬剤部門の被災状況、安否確認状況などについて表紙の **Google forms** 等を用いて報告する。**得られた情報は災害対策本部より関係者と共有し薬剤師支援、医薬品供給等の支援に繋げることを目的とする。**

尚、各会員の災害対応については自施設の BCP や「薬剤師のための災害対策マニュアル」など他の資料を参照して対応する。

- (1) **Google forms** を用いた病院薬剤部門における被災状況の情報収集について
 - ①情報収集のタイミングは、**発災時報告（発災3日以内）と薬剤師支援、医薬品供給等の支援が必要なときの随時報告**とする。
 - ②災害対策本部より発する「災害対策本部設置宣言（発災0日目）」に状況報告の依頼として **URL（Google forms のアドレス）** を添付する。
 - ③発災時報告と随時報告は同一の **URL（QR コード）** とする。
 - ※得られた情報の管理は本部事務局で行う。
 - ※平時は入力できないよう非公開とし、災害発生時等、本会会長が必要と判断した際に、**Google forms** を使用可能とする。使用開始時はメーリングリストで共有する。
 - ※**Google forms** を使用できない場合は、メーリングリストより情報共有する。
 - ※収集する情報（**Google forms** の設問内容）は原則同じとするが、必要に応じて本部長指示のもと変更可能とする。
 - ※発災時報告のほか、本部長が必要と判断した場合には、適宜 **Google forms** を使用し被災状況や薬剤師の必要性などについて情報を収集する。

5、宮城県病院薬剤師会理事会での報告事項と協議事項

本部長は災害医療支援の状況を直近または臨時で開催する本会理事会において、活動内容について報告するとともに、主に下記の事項について協議を行う。

- ・支援金の活用方法
- ・支援活動の終了
- ・災害対策本部の解散
- ・本部長が必要と認めた事項

6、災害発生時の支援体制（フェーズごとの対応）

フェーズ	担当	業務項目
発災直後	本会会長 災害対策 委員会担当 副会長 災害対策委 員会委員長	<p>①担当者間（本会会長、災害対策委員会担当副会長、災害対策委員会委員長）で迅速に連絡をとる</p> <p>②広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、災害発生直後から速やかに各施設の被災状況について情報を収集する</p> <p>③被災地域の被害状況を把握する（各施設の被害状況、交通網、ライフライン、ハザードマップ等）</p> <p>④災害拠点病院を確認し、その施設の薬剤部（薬剤部長等）との通信を確保する</p> <p>⑤可能な限り被災した地域の避難所、被災施設、医療施設などとの通信を確保する</p>
発災初期	本会会長 ↓	①得られた情報を元に災害支援対策本部の設置について検討する
	本部長	①災害支援対策本部設置後、本部長は施設代表メーリングリストを用いて災害対策本部の設置を宣言する（状況報告の依頼として URL（Google forms のアドレス）を添付する）
発災初期 ～中期	本部長 副本部長 本部員	<p>（1）各施設との被災状況などの情報収集と共有</p> <p>本部長指示のもと下記事項を実施する。</p> <p>①本会会員施設の被害状況（各施設の被害状況、交通網、ライフライン等）を Google forms 等で把握する。Google forms を使用できない場合は、メーリングリストや EMIS を参考に災害対策本部員と情報共有する。（4、宮城県病院薬剤師会会員施設からの情報収集参照）</p> <p>※各施設からの情報収集と共有は、以下を参照する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙の災害時報告用 QR コード（Google forms） ・本会ホームページの災害時専用ページ（災害時報告用 Google forms、宮城県内の病院薬剤部門の被災状況） ・施設代表・本会理事・災害薬事コーディネーターなどのメーリングリスト <p>②他団体（日本病院薬剤師会、日本薬剤師会、宮城県薬剤師会）などと連絡体制を構築する。</p> <p>③災害薬事コーディネーターや宮城県薬務課より、避難所・医薬品集積所等の設置状況を把握し、被災状況と医薬品・その他物資の需要状況を確認する。</p> <p>④必要に応じ各担当（例：現地調査担当、情報担当、物資担当など）に分かれ、業務の分担と連携を行う</p> <p>⑤必要に応じ本部員又は理事等を現地調査班として派遣する。</p> <p>⑥本会で対応が困難な場合には、日本病院薬剤師会に現地調整班の派遣を依頼する。</p> <p>※日本病院薬剤師会の災害担当者（災害対策委員長）とも情報を共有すること</p> <p>⑦日本病院薬剤師会から現地調整班が派遣される場合には、被災地の状況について情報共有を行う。</p>

		<p>(2) 薬剤師の派遣調整</p> <p>本部長指示のもと、状況に応じて薬剤師の派遣調整を行う。(詳細は第3章参照)</p>
	事務局	<p>(3) 被災状況などの情報の記録と発信</p> <p>① 災害支援活動(結果)の記録(時系列)を事務局で電子的に行う</p> <p>② 災害対策本部での活動内容についての議事録を作成する。</p> <p>③ 災害協定に基づき必要な書類を準備して、県に提出する。</p> <p>④ 会員・関係機関等への被災地状況・情報を発信する(例:ホームページへの掲載)</p> <p>⑤ 会員への行政通知等を発信・収集・整理する</p> <p>⑥ 支援活動の広報活動を行う</p> <p>⑦ 薬剤師派遣における活動記録についてまとめる</p>
中期～ 後期	本部長	<p>薬剤師の派遣について終了時期を検討する</p> <p>災害対策本部解散の時期について検討する</p>

第2章 宮城県病院薬剤師会からの薬剤師派遣

1、薬剤師派遣における災害対策本部の役割

- (1) 本会の災害登録派遣薬剤師やボランティア薬剤師の派遣に関する派遣開始と終了の決定を行う。
- (2) 派遣先の選定については、Google forms や災害薬事コーディネーターから被災地医療施設の被害状況及び現地の情報を収集し、本部会議で支援が必要な医療施設を検討し、派遣先を決定する。
- (3) 派遣薬剤師の現地への交通ルート及び手段等の調査を行い、派遣薬剤師に情報提供を行う。
- (4) 本会の災害登録派遣薬剤師やボランティア薬剤師の薬剤師賠償責任保険やボランティア保険の加入手続きを行う。
- (5) 支援が長期にわたると判断される場合には、本会会員にボランティアの募集を行い継続的に支援する体制を構築する。
- (6) 災害が局地的で、災害救助法の適応にならない場合は、宮城県との災害協定の範囲外となる。しかし、宮城県から施設への派遣要請がある場合は、本会より災害登録派遣薬剤師及びボランティア薬剤師を派遣することができる。その他、状況により、日本病院薬剤師会に支援を求めることとする。
- (7) 日本病院薬剤師会からの災害登録派遣薬剤師の派遣を受ける際も、支援が必要な医療施設などの検討を同様に行う。

2、薬剤師派遣の基準

- (1) 本会災害対策本部が必要と認めた場合
- (2) 宮城県から派遣要請があった場合
- (3) 関係団体から派遣要請があった場合

3、薬剤師派遣の実施

本会として、宮城県の派遣要請に基づき薬剤師支援を実施する場合は、災害対策本部が中心となり下記のとおり実施する。

- (1) 必要に応じ本部員又は理事等を状況確認のため現地に派遣する。
- (2) 施設への支援が必要と判断された場合には、日本病院薬剤師会の災害登録派遣薬剤師が対応できるまで本会災害登録派遣薬剤師を優先的に派遣する。
- (3) 災害登録派遣薬剤師の人数・日程等を調整し薬剤師を派遣する。

4、災害登録派遣薬剤師（宮城県病院薬剤師会）

予め本会より選出され、日本病院薬剤師会所定の研修を修了するか、あるいは災害対策委員会が別に定める災害研修を受けており、一定水準の災害医療の知識・技能を有している薬剤師をいう。

本会による災害登録派遣薬剤師は、日本病院薬剤師会の災害登録派遣薬剤師に準ずるが、実務経験3年以上、勤務地を宮城県内とする。

※災害登録派遣薬剤師は、DMAT の活動開始後に派遣され、被災地の情報収集や医療機関の薬剤部門業務支援等を行う薬剤師である。

※被災地での活動にあたっては、日本病院薬剤師会の「災害医療支援のための手引き」および「**薬剤師のための災害対策マニュアル（改訂版）**」を参照すること。

※登録者情報については本会災害対策委員会で管理する

5、災害ボランティア薬剤師

災害ボランティア薬剤師とは、**災害中～後期**に被災地医療施設のニーズに合った薬剤師を派遣するために、本会ホームページ等で募集を行い参加登録した薬剤師を言う。

6、派遣される薬剤師の服装

派遣される薬剤師は、所属施設の名札を持参して派遣先に向かう。

※医療施設以外に派遣される場合は、日病薬災害ベストを着用する。（日病薬災害ベストは日病薬及び各都道府県病薬に保存）

※以下、宮城県病院薬剤師会における「災害登録派遣薬剤師」と「災害ボランティア薬剤師」について表に示す

	本会災害登録派遣薬剤師	災害ボランティア薬剤師
対象者	<p>以下の①～⑦のすべてを満たすことができる者とする。</p> <p>①現在、病院・診療所・介護保険施設に籍を有する薬剤師であり、本会会員であること。</p> <p>②施設長及び所属長に許可が得られていること。</p> <p>③現地での業務に耐えうる健康状態にあること。</p> <p>④一定期間活動ができること。</p> <p>⑤薬剤師として実務経験 3 年以上有していること。</p> <p>⑥「災害対策マニュアル」に記載されている現地での活動を行えること。</p> <p>⑦原則として、派遣要請があった場合は速やかに活動できること。</p> <p>なお、災害登録派遣薬剤師については、<u>普通自動車免許を取得し普通車両を運転できる技能を有していることが望ましい。</u></p>	<p>以下の①～④のすべてを満たすことができる者とする。</p> <p>①病院・診療所・介護保険施設に籍を有する薬剤師または過去に従事したことがある薬剤師で、本会会員もしくは過去に会員歴があること。</p> <p>②施設長及び所属長に許可が得られていること。</p> <p>③現地での業務に耐えうる健康状態にあること。</p> <p>④出来る限り長期間活動（原則 1 週間程度以上）ができること。</p> <p>なお、災害薬事に関する研修を受講しているか、あるいは相当の災害医療に関する知識・技能を有していることが望ましい。</p>
選出方法	<p>①任期は日本病院薬剤師会災害登録派遣薬剤師と同じ2 年とし（様式 1）により届け出る。複数年登録できるほうが望ましい。</p> <p>②募集期間は日本病院薬剤師会災害登録派遣薬剤師と同様とし、本会災害対策委員会が施設代表</p>	<p>①災害ボランティアに参加する薬剤師は、本会ホームページより登録を行う。登録した災害ボランティアは（様式 3）を用いて本会災害対策委員会が管理する。</p> <p>②参加登録時に対象者基準を満たしているか確</p>

	<p>者メールリストを使用し募集・選出する。</p> <p>③災害登録派遣薬剤師に変更があった場合は、本会として可能な限り速やかに後任を決定し、本会へ変更手続きを行うこと。</p> <p>④名簿の管理は本会災害対策委員会が行う。</p>	<p>認する。</p> <p>※日本病院薬剤師会災害ボランティアに参加する場合には、同ホームページから宮城県病院薬剤師会を通じて登録を行う。</p>
派遣方法および報告体制	<p>①宮城県との災害協定に基づき派遣要請があった場合には、宮城県災害対策本部の指示に従うが、施設の支援状況については、各施設と相談して派遣人数や期間を決定する。</p> <p>②災害救助法が発令されず、宮城県から支援要請があった場合は、災害対策本部が施設と相談して派遣人数や期間を決定する。</p> <p>③災害対策本部より、施設長（所属長）・災害登録派遣薬剤師に派遣要請を行う。 （宮城県及び本会の派遣要請書を送付する。）</p> <p>④災害登録派遣薬剤師は薬剤師であることを証明できるもの（勤務先における身分証、薬剤師資格証等）を持参する。</p> <p>⑤派遣後は派遣先の指示に従い任務を遂行する。</p> <p>⑥派遣薬剤師は活動日報（様式2）を原則活動日に作成し、連日災害医療支援本部へ提出する。</p> <p>⑦派遣期間終了後、『所属施設名』・『氏名』・『派遣先』・『終了日』記載し、宮城県災害時薬事関連業務マニュアルに掲載されている『様式第2号医療救護活動報告書』を添付したメールを災害対策本部に送る。</p>	<p>①本会で派遣する場合には、災害対策本部が派遣先を決定する。</p> <p>②派遣先決定後、電話またはメールで災害対策本部より派遣要請を行う。 （本会派遣要請書を送付する。）</p> <p>③ボランティア薬剤師は薬剤師であることを証明できるもの（勤務先における身分証、薬剤師資格証等）を持参する。</p> <p>④派遣後は派遣先の指示に従い任務を遂行する。</p> <p>⑤派遣期間終了後、『所属施設名』・『氏名』・『派遣先』・『終了日』・『活動内容』を記載し添付したメールを災害対策本部に送る。</p> <p>⑥食料、飲料水、寝袋等を持参し、自己完結型派遣を原則とする。</p>
派遣費用	<p>（災害救助法の適応外の場合）</p> <p>①交通費は本会の規定に従い支給する</p> <p>②宿泊費は実費を支給する</p>	<p>①交通費・宿泊費は支給する。日当は支給しない。</p> <p>②日本病院薬剤師会に登録した災害ボランティア薬剤師派遣の場合には、派遣終了後に本会に申し出て、交通費を清算する（交通費は職場もしくは居住地から被災施設往復1回分とし、被災地での移動の分は含まない）。</p>
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各地の被災・交通状況等の情報収集 ・各医療施設での業務整備・構築等 ・被災状況に応じて、現地調整班の活動の一部 ・その他、「5、災害ボランティア薬剤師」で定める活動 <p>①活動終了時に次の薬剤師への引継ぎを行う。</p> <p>②問題点等があれば災害医療支援本部へ報告する。</p>	<p>医療施設及び医療チームの統括者から、活動場所や活動内容等についての指示を受けて活動する。</p> <p>①医療施設：業務支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤業務、注射薬払出、医薬品整理、無菌調製等 ・患者への服薬指導 <p>②医療救護所：医療チームとして活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師への支援（医薬品鑑別、代替薬の提案、医

	<p>③平時から県病薬と連携するとともに、災害医療の知識および技能の向上に努める。</p>	<p>薬品情報の提供等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤業務 ・患者への服薬指導・お薬手帳への記載・配布 ・公衆衛生の確認・整備・助言 <p>③避難所：医療チームとして活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師への支援（医薬品鑑別、代替薬の提案、医薬品情報の提供等） ・調剤業務 ・患者への服薬指導・お薬手帳への記載・配布 ・公衆衛生の確認・整備・助言 <p>④医薬品集積所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の受け入れ、仕分け、管理、払出など <p>⑤活動終了時に次の薬剤師への引継ぎを行う。</p> <p>⑥問題点等があれば災害医療支援本部へ報告する。</p>
--	---	---

第3章 県外で発生した災害への支援

会長は、県外への災害登録派遣薬剤師、災害ボランティア薬剤師の薬剤師派遣に向けて、災害対策委員会担当副会長、県災害対策担当者（災害対策委員長）と連携し情報を共有し日本病院薬剤師会からの要請時に速やかに派遣できるように準備する。

県災害対策担当者（災害対策委員長）は日本病院薬剤師会災害対策委員会に対し、要請があった場合の協力体制についての連絡を行う。また、派遣に際し派遣者や活動内容の把握を行い理事会などで適宜報告を行い情報共有する。

※日本病院薬剤師会災害登録派遣薬剤師については「災害医療支援のための手引き」を参照

【日本病院薬剤師会における災害医療支援の体制概要】

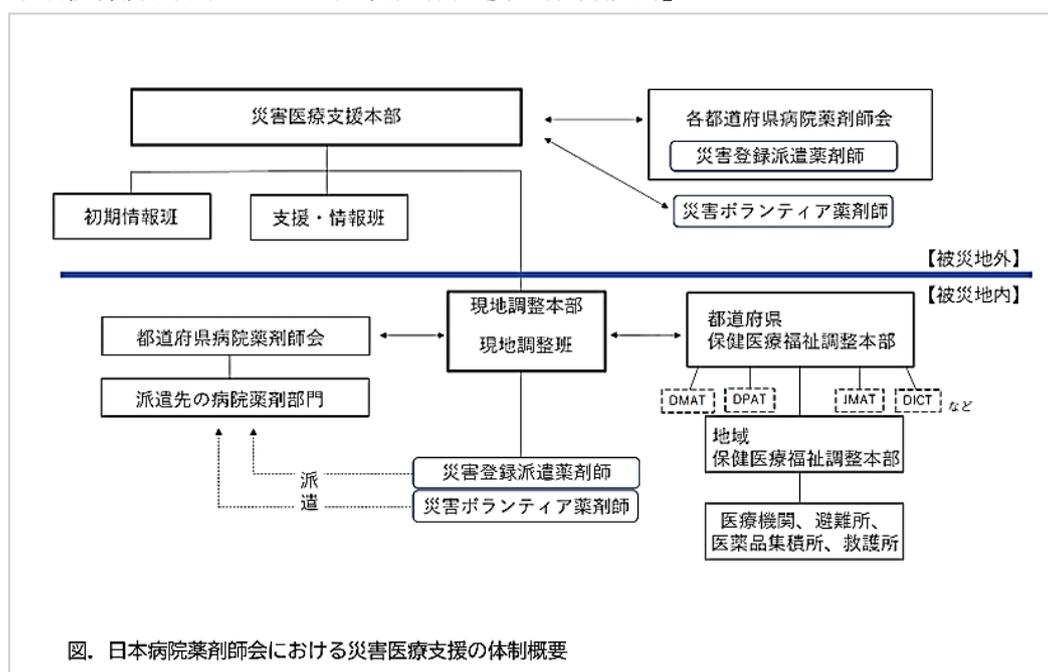


図. 日本病院薬剤師会における災害医療支援の体制概要

「災害医療支援のための手引き ver.1.6（令和7年4月14日改訂版）」参照

第4章 平時の準備・防災訓練

本会においては、災害時の支援を円滑に行うため日頃から三師会との協力体制を確立しておくとともに、宮城県医薬品卸組合、宮城県庁薬務課等と相互連携体制を構築しておく必要がある。

また、宮城県とは協力協定を締結し災害発生時に薬剤師が迅速かつ有効に支援活動を行える体制を確立しておくことが重要である。平時の準備・防災訓練などの下記の内容については会長指示のもと本会災害対策委員会が中心となり実施する。

1、業務継続のための支援体制

- (1) 本会災害対策委員会が中心となり、日本病院薬剤師会・本会の災害登録派遣薬剤師の名簿管理を行う。(第2章参照)

2. 災害薬事コーディネーターの推薦について

- (1) 宮城県災害薬事コーディネーター

原則として、理事会において以下の計3名を推薦する。

- ・基幹災害拠点病院より1名
- ・(一社)宮城県病院薬剤師会災害対策委員長
- ・(一社)宮城県病院薬剤師会の事務局を置く施設より1名

- (2) 地域災害薬事コーディネーター

- ① 選出区分 原則として、各「地域保健医療福祉調整本部」の所轄区域ごとに、当該区域内の地域災害拠点病院から1名を推薦する。

※ただし、地域災害拠点病院が存在しない所轄区域においては、理事会にて選出施設を決定し、その施設より該当者を推薦する。

- ② 推薦要件 推薦される者は、地域災害拠点病院の薬剤部門責任者(薬局長・薬剤部長等)が「災害薬事コーディネーター業務の実施が可能」と判断した者とする。その際、以下の条件を原則とする。

- ・地域保健医療福祉調整本部内での活動が可能であること。
- ・薬剤部門の責任者以外であること。(※薬剤部門責任者は、自施設内の指揮調整に専念することが望ましいため)
- ・上記要件を満たす適任者が不在の場合に限り、当該施設の薬剤部門責任者が地域災害薬事コーディネーターを兼務するものとする。

※災害薬事コーディネーターの実施内容については、「宮城県災害薬事コーディネーター設置・運営要綱」を参照すること

3、定期な訓練・研修

(1) 県内での災害発生を想定した情報収集に関する訓練を年に1回以上、本会災害対策委員会が主導し各関係医療機関とともに実施する。

- ① 訓練実施に関する案内文を各医療機関に送付する(災害想定シナリオを添付)。
- ② 指定した訓練期間に情報収集用の **Google forms** を添付したメールを各医療機関に送付する。
- ③ 各医療機関は想定されたシナリオに基づき、被災状況、安否について **Google forms** に入力し、報告する。
- ④ 訓練結果を、理事会等で報告し、共有する。

※その他必要時応じて、本会災害対策本部設置後の運用に関する机上訓練なども実施を検討する

(2) 災害薬事コーディネーター、日病薬・本会災害登録派遣薬剤師、災害担当者は自治体、医療関係者及び一般市民等による合同訓練へ積極的に参加する。

(3) 本会会員にむけて、また災害登録派遣薬剤師や地域の災害薬事コーディネーター育成のための研修を継続的に行う。

第5章 災害医療支援関係の連絡先

- ・ 宮城県病院薬剤師会 (<https://miyagi-byouinyaku.jp/>)
- ・ 宮城県薬剤師会 022-391-1180
- ・ 宮城県医薬品卸業協会 022-725-5838
- ・ EMIS (広域災害救急医療情報システム) : Emergency Medical Information System
(<https://www.emis.mhlw.go.jp/public/s/>) (ログインパスワード必要)
- ・ 宮城県防災情報ポータル <https://miyagi-bousai.my.salesforce-sites.com/>
- ・ 宮城県保健福祉部薬務課 022-211-2652
- ・ 日本病院薬剤師会 03-3406-0485

第6章 その他参考資料

- ・ 改訂版 薬剤師のための災害対策マニュアル
(https://www.nichiyaku.or.jp/files/co/activities/saigai_manual.pdf)
- ・ 災害医療支援のための手引き
([3. 災害医療支援のための手引き \(Ver.1.6\) .pdf](#))
- ・ 大規模災害時医療救護活動マニュアル (宮城県)
(<manual-honpen-0504.pdf>)
- ・ 災害時薬事関連業務マニュアル
(<https://www.pref.miyagi.jp/documents/28096/zennbun.pdf>)

宮城県病院薬剤師会 災害登録派遣薬剤師 新規・更新登録申込

登録年月日	西暦 年 月 日
所属ブロック名	
(ふりがな) 申請者氏名	() ㊟
生年月日 (満年齢)	年 月 日 (歳)
性別	男 ・ 女 (○を付けてください)
現住所 同 TEL・FAX メールアドレス 携帯電話番号 携帯メールアドレス	〒 宮城県 TEL : _____ FAX : _____ E-mail : _____ @ _____ TEL : _____ E-mail : _____ @ _____
勤務先・所属先 職 名	
勤務先住所 同 TEL・FAX メールアドレス	〒 宮城県 TEL : _____ ・ FAX : _____ E-mail : _____ @ _____
薬剤師名簿 (免許)	登録番号：第 _____ 号 登録年月日： 年 月 日
日病薬会員 No	
施設長及び所属長の 許可	<input type="checkbox"/> 承諾済み
災害医療に関する 研修の受講歴	<input type="checkbox"/> あり (該当する内容にチェックし、受講証明を添付してください) ・内容 <input type="checkbox"/> DMAT 隊員養成研修 <input type="checkbox"/> 日本集団災害医学会災害薬事研修コース (PhDLS) <input type="checkbox"/> 日本災害医療薬剤師学会災害支援薬剤師養成コース <input type="checkbox"/> その他 (_____) <input type="checkbox"/> 受講歴なし又は不明

派遣薬剤師活動日報

●報告者：

●活動日時、活動時間： 月 日

●活動場所：

●活動概要：

●活動者自身の健康管理：

良好（活動に問題なし） 若干の疲労感あり（活動に問題なし）

怪我・精神面に懸念あり 活動継続に問題あり

・体温管理： 平熱 発熱

・感染症状： 感冒症状（鼻汁・咽頭痛など） 嘔吐・下痢症状

●活動内容（できるだけ詳細にお願いします）

クロノロ（時系列記録）を下記へお願いいたします。

災害ボランティア薬剤師登録名簿

様式 3

氏名 (ふりがな)	()
生年月日・年齢・性別	年 月 日 (歳) (男・女)
勤務先名称	
連絡先 (自宅・勤務先)	
派遣先名称	
開始予定日	年 月 日
終了予定日	年 月 日
交通手段	
ボランティア保険の有無	(有 ・ 無)
活動内容	
備考	
氏名 (ふりがな)	()
生年月日・年齢・性別	年 月 日 (歳) (男・女)
勤務先名称	
連絡先 (自宅・勤務先)	
派遣先名称	
開始予定日	年 月 日
終了予定日	年 月 日
交通手段	
ボランティア保険の有無	(有 ・ 無)
活動内容	
備考	
氏名 (ふりがな)	()
生年月日・年齢・性別	年 月 日 (歳) (男・女)
勤務先名称	
連絡先 (自宅・勤務先)	
派遣先名称	
開始予定日	年 月 日
終了予定日	年 月 日
交通手段	
ボランティア保険の有無	(有 ・ 無)
活動内容	
備考	